公　示　送　達　書

令和8年11月13日

下記の者へ送達すべき書類を、早良区役所市民部保険年金課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市早良区長　三宅　宏治　福岡市早良区長之印　市区印　保険年金専用

送達を受けるべき者の氏名	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報	令和8年11月13日　早保年第567号

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。